

四	三	二	一	省令平成三十号	財務省告示第百六十号
發行方法	振替法の適用	の法律項及びその根拠	發行の根拠及び記述	条件等を次のとおり告示する。	國債の發行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、
務後格競債定特あ争争う。大臣に競争市め別つ入札。臣がわ入札場特も加、と發各れ札發別の者財務に参り。國の債入募「と参加者による發市場での決別つ定參てを加、しひ価格た債格を	札価格の振替適用を競争に付格競争して行われる。その規定による發行(以下「価格」といふ。)の規	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」といふ。の規定	一法律(昭和二十二年法律第二十一条)以下「振替法」といふ。の規定	利付國庫債券(三十年)第三十一条	財務大臣与謝野馨

六

八

四

一

発

國行争非者特國
債入価・別債
市札格第參市
場發競I加場

入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

四

1

方 莽

財政法第四条第一項の規定に基
づき発行した利付国債につい
て、額面金額で四千五百八十四
億円財政法第四条第一項の規定に基
づき発行した利付国債につい
て、額面金額で四百十四億円

六

口	イ	一	十	九	八	ハ	口	イ	七
發	振	額	最				払		
國入価發	替	低	行	争	非	者	特	國入価	行
債札格行行	額	入	債・別	債	入	債・別	債	札格	入債・別
市發競價	單	面	札格	第參	市	札格	第參	市發競	札格第參
場行爭格日	位	金	發競II	加場	發競I	加場	行爭	額	發競II加
錢額	平	す	額の	振	五	六	四	万四	でた條
面以面	成	るの	記替	万		百	百	円千	六利第
金上金	二	。整	載法	円		五	十	六	百付一
額の額	十	数	又の			十二	六	百	四國項
百そ百	一	倍	は規			億	億	十	十債の
円れ円	年	の	記定			六	六	二	八に規
にぞに	四	金	錄に			千	千	億	億つ定
つれつ	月	額	はよ			八	八	八	円いに
きのき	十七	に	、る			二	十	千	て基
百應百	七	よ	最振			十四	二	七	、づ
円募円	日	る	低替			万	万	百	額き
六価格	五	も	額口			円	八	八	面發
十	十	の	面座				十五	十五	金行
三	五	と	金簿						額し

の経利入価・別債行争非者
払過札格第参市及入価・
込利発競Ⅱ加場び札格第
み子率行争非者特国發競Ⅰ

(一) 年

む十式は二
も号に、募・
のによ払入三
と規り込決バ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{28}{365}$$

(二)

の國たは者にへにりに座も係
税法金、又おた百算つにのる
率人額記はいだ分出い記と所
をがに外てしの載し得
乗適當の國取、二十金前額記
じ用該法得當金、は振が
たを非式人す該記替源
金受居にでる國額記
額け住よあ者債
る者りるがをじ
を所又算場非發た該式る中さ利
控得は出合居行金金にものれ子
除税外しに住時額額よの口るに

二十九十八十六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初期利子

平成財務大臣から通知を受けた者
二十一
年四月十七日
大行
額十支の期
月百一
円年う以
に三。前
つ月六各及
き二月支び
百十間
円日期月
に期月
属に二
すお十
るい日

規下は期た期平
定、が金と成す
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休支次一と
日び営業払の年が
に第業日う算九で
つ十日に式月き
い六にたに二る。
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
い（と支出支
て以き払し払

$$\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$